

令和 8 年 3 月 3 日

保険薬局 各位

JA 静岡厚生連遠州病院 薬剤科

後発医薬品変更調剤等に関わる情報提供について

平素より、当院の院外処方運用ならびに安全・安心な薬物療法の推進に多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

これまで当院では、処方箋を応需された保険薬局より、後発医薬品への変更調剤や一般名処方により調剤を行った場合、FAX による報告をお願いしてまいりました。

このたび、厚生労働省通知①②を参考として、以下のように対応を変更することとしました。

ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【今後の対応】

令和 8（2026）年 4 月 1 日発行の院外処方箋より、以下の情報提供については、原則「不要」といたします。

【報告が不要となるもの】

- ・後発医薬品変更調剤報告（**変更後の薬価が上昇する場合も含む**）
- ・一般名処方調剤報告

なお、情報提供が不要となる前提として、**必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参・提示するようご指導をお願いいたします。**

参考：厚生労働省通知

①変更調剤の報告

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日保医発0305第12号）」抜粋
7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

②一般名処方調剤報告について

「疑義解釈資料の送付について（その2）（平成24年4月20日事務連絡）」抜粋

（問43） カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答） 改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。

以上